

関東運輸局プレスリリース

令和5年7月21日

東京都の鉄道事業廃止届出及び本届出に係る
公衆の利便の確保に関する意見の聴取について

令和5年7月21日付けで、国土交通大臣あてに東京都から鉄道事業を廃止する届出があったことから、意見の聴取を実施する旨を別紙のとおり公示しましたのでお知らせします。

なお、この意見聴取は、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して、関係地方公共団体及び、意見聴取申請のあった利害関係人の意見を聴取するものであり、鉄道廃止の是非にかかる意見を聴取するものではありません。

○廃止の概要

- | | |
|--------------|--|
| 1. 届出事業者 | 東京都 |
| 2. 届出日 | 令和5年7月21日 |
| 3. 届出事項 | 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第28条の2第1項の規定による鉄道事業の廃止 |
| 4. 廃止届のあった路線 | 上野懸垂線（上野動物園東園駅～上野動物園西園駅 間 0.3 km） |
| 5. 廃止を予定する日 | 令和6年7月21日 |

○意見聴取申請書の提出先・提出方法

（提出先）

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎17階

関東運輸局鉄道部監理課 あて

（提出方法）

- ・上記提出先へ郵送（令和5年7月30日消印まで有効）
- ・関東運輸局まで持参により提出

《参考：利害関係人とは》

- ・鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
- ・利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者

とされております。

なお、特に重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、沿線地域の相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

【問い合わせ先】 関東運輸局鉄道部監理課

担当 弘中・犬伏

電話 045-211-7239 FAX 045-212-2011

【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ
都庁記者クラブ

公 示

鉄道事業法第28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、本件公示に係る事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により、公示の日から10日以内に、必要事項を記載した意見聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

記

意見の聴取を行う廃止の届出の件名	第一種鉄道事業の廃止
同事案番号	5鉄公第2号
廃止届を行った鉄道事業者名	東京都
廃止の届出があった路線及び区間	上野懸垂線 上野動物園東園駅～上野動物園西園駅間
廃止の予定日	令和6年7月21日
廃止を必要とする理由	車両更新が実施できず、事業存続が困難なため
意見聴取の申請に係る事項 (申請受理期間・申請方法・意見聴取申請書への記載事項)	【申請受理期間】 本公示の日から10日以内
	【申請方法】 ・郵送による申請（消印が本公示の日から10日以内まで有効） ・当運輸局への持参。
	【意見聴取申請書への記載事項】 1. 意見聴取の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所 2. 事案の件名及びその番号 3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する書類
意見聴取実施予定日及び場所	実施予定日の10日前までに別途通知

<意見聴取申請書の提出先>

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎17階
関東運輸局 鉄道部監理課

令和5年7月21日

関東運輸局長 勝 山 潔

《位置関係図》



《モノレール路線図》

